

◆ 従来

第5条（懇談会）

- 3 懇談会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。

◆ 改正

第5条（懇談会）

- 3 懇談会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。**ただし、行政委員についてはこの限りではない。**

附 則（施行期日）

この規約は、平成22年 3月18日より施行する。
平成27年10月13日一部改正